

契 検 第 7 2 号
平成29年11月28日

習志野市個人情報保護審議会
会長 三幣 芳夫 様

習志野市長 宮本 泰介



習志野市個人情報保護条例第7条第3項第7号の規定に基づく諮問に
ついて

習志野市個人情報保護条例第7条第3項第7号の規定に基づく本人以外から
の個人情報の収集について、別紙のとおり諮問いたします。

諮問事案

本人以外からの個人情報の収集内容

所 管 課 名	契約検査課
個人情報取扱事務 の名称	習志野市庁舎防犯カメラ設置運用基準による画像記録
個人情報取扱事務 の目的	市庁舎における秩序の維持及び犯罪予防のため
個人情報の 対象者の範囲	防犯カメラにより撮影された市庁舎を利用する不特定多数の人物
収集の 相手方	実施機関が設置した防犯カメラによる収集
収集の根拠	<p>条例第7条第3項の次の項目に該当する。</p> <p>■第7号 審議会諮問 新規</p> <p>[収集する理由]</p> <p>市庁舎における防犯カメラは、庁舎の適切な維持管理及び犯罪の未然防止等を目的に設置するため、その事務の性質上本人以外から個人情報を収集する必要がある。</p> <p>よって、習志野市個人情報保護条例第7条第3項第7号の規定により諮問するものである。なお、当該防犯カメラの運用にあたっては、「習志野市庁舎防犯カメラ設置運用基準」を施行する予定である。</p>

根拠法令等がある場合は、写しを添付すること。